

第5号（令和元年6月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則及び横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則【市民局市民情報課】 4
- △ 横浜市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 5
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局水・土壌環境課】 17
- △ 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則等の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 20
- △ 横浜市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局指導課】 21

【告示】

- △ 横浜市財政事情及び公営企業の業務状況の公表【財政局財政課】 22
- △ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局こども施設整備課】 23
- △ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納事務の委託【健康福祉局動物愛護センター】 24
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 31
- △ 土地改良区の解散認可【環境創造局農政推進課】 43
- △ 喫煙禁止地区の区域の変更【資源循環局街の美化推進課】 44
- △ 市道路線の認定【道路局路政課】 46
- △ 市道路線の廃止【道路局路政課】 48
- △ 市道区域の決定及び供用の開始【道路局路政課】 50
- △ 市道区域の決定【道路局路政課】 51
- △ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】 52
- △ 県道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 53
- △ 県道区域の変更【道路局路政課】 54
- △ 市道区域の変更及び供用の開始【道路局路政課】 55
- △ 市道区域の変更【道路局路政課】 66
- △ 自転車及び歩行者専用道路の指定の解除【道路局路政課】 69
- △ 歩行者専用道路の指定【道路局路政課】 70

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 71
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 72
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 73
- △ 公園の区域の変更【環境創造局公園緑地管理課】 74
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 75
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 76
- △ 横浜国際港都建設計画一団地の住宅施設の市素案の公聴会の開催【建築局建築企画課】 77
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 78
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 79

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第9号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第56条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、同条第2項中「削減目標は、別表第15に定める測定方法」を「地下水浄化基準及び削減目標は、ダイオキシン類にあつては規格K 0312に定める方法、ダイオキシン類以外の地下浸透禁止物質にあつては水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法（平成8年環境庁告示第55号）に定める方法」に改める。

第59条の36第2項第3号中「別表第15」を「第56条第2項」に、「測定方法」を「方法」に改める。

第60条の7第1項第3号中「別表第15」を「規格K 0312」に、「測定方法」を「方法」に改める。

附則第10項中「平成31年6月30日」を「令和4年6月30日」に改める。

附則別表中

「

電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	ほう素として 30
温泉（別表第11備考6に定める温泉をいう。以下この表において同じ。）を利用する事業所	ほう素として 500

」

を

「

温泉（別表第11備考6に定める温泉をいう。以下この表において同じ。）を利用する事業所	ほう素として 500
--	------------

」

に、

「

電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	ふっ素として 15
昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	ふっ素として 30

」

を

「

昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	ふっ素として 30
--	-----------

」

に改める。

別表第11備考8を次のように改める。

8 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあつては規格K 0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあつては規格K 0102の59に定める方法、これら以外の排水指定物質にあつては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。

- (1) フェノール類 フェノール類含有量
- (2) 銅及びその化合物 銅含有量
- (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
- (4) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性鉄含有量
- (5) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性マンガン含有量
- (6) クロム及びその化合物 クロム含有量

別表第12の1(1)の備考4を次のように改める。

4 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12の1(2)の備考3、同表の1(3)の備考3及び同表の1(4)アの備考3を次のように改める。

3 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12の1(4)イの備考2を次のように改める。

2 排水の測定の方法は、環境庁告示第64号に定める方法による。

別表第12の2の備考5中「検査項目」を「項目」に改め、同表の2の備考5(1)を次のように改める。

(1) (2)及び(3)に掲げる項目以外の項目 環境庁告示第64号に定める方法

別表第12の2の備考5中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とする。

別表第15測定方法の欄を削り、同表の備考1中「測定方法の欄に掲げる」を「第56条第2項に定める」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。